

教 特 第 113 号  
平成 30 年 5 月 18 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの  
再挿入について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長から、別添写しのとおり  
事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、各学校において、気管カニューレを挿管している幼児児童生徒への再挿入  
の必要性や再挿入が必要な場合の判断基準、挿入する際の具体的な手順等について主治医や  
保護者と確認するほか、道教委が実施している「高度な医療的ケア等に対応した体制充実事  
業」における巡回相談を活用するなど、体制整備に努めるようお願いします。

なお、道教委では現在、気管カニューレ抜去時の対応に関する研修の実施について検討し  
ていることを申し添えます。

〔 担 当：学校教育指導グループ 津川 〕  
〔 T E L：011-204-5774 〕  
〔 Eメール：tsugawa.shuichi@pref.hokkaido.lg.jp 〕



事務連絡  
平成30年5月11日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課長  
各都道府県私立学校主管課長 殿  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長  
中村 信一

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時に  
おける気管カニューレの再挿入について（周知）

平素より、特別支援教育の推進に御尽力をいただきありがとうございます。

福祉，教育，保育等，あらゆる場において子供の気管カニューレが事故抜去し，生命が危険な状態等のため，緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって，直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において，看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為について，平成30年2月28日付で公益社団法人日本小児科学会（以下「日本小児科学会」という。）会長等から厚生労働省医政局看護課長宛てに別添1のとおり照会があり，平成30年3月16日付で厚生労働省医政局看護課長から別添2のとおり回答がありました。

については，各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課，各都道府県私立学校主管課，附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれましては，本事務連絡について，域内の市町村教育委員会，所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお，気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入については，日本小児科学会のHPで看護師の研修用のマニュアル等を公開しておりますので，教育委員会の委嘱した医師等と連携を図るなど，適切にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

（参考：日本小児科学会「気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について」掲載URL）

[https://www.jpeds.or.jp/modules/news/index.php?content\\_id=346](https://www.jpeds.or.jp/modules/news/index.php?content_id=346)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 3192）

FAX:03-6734-3737

平成30年 2月28日

厚生労働省

医政局看護課長 島田 陽子 殿

公益社団法人日本小児科学会

会長 高橋 孝雄



公益社団法人日本小児保健協会

会長 秋山千枝子



公益社団法人日本小児科医会

会長 松平 隆光



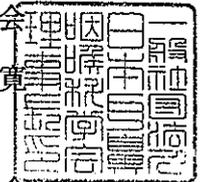
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

会長 金子 道夫



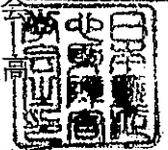
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

理事長 森山 寛



日本重症心身障害学会

理事長 有馬 正高



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

平成27年10月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、看護師による診療の補助が制限され、重症心身障害児(者)の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児(者)が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

このような事態が起こる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度に対する解釈の誤認があり、緊急時も医師の指示があった場合を除いて、看護師が診療の補助の行為を実施することはできないという誤解があるように思われます。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条ただし書の規定により、同法違反とはならないと解してよろし

貴局からのご回答を含め、当該認識について、当会並びに関連団体ホームページにてお知らせをさせていただきます。



(別添2)

医政看発 0316 第1号  
平成30年3月16日

公益社団法人日本小児科学会 会長  
公益社団法人日本小児保健協会 会長  
公益社団法人日本小児科医会 会長 殿  
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会 会長  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 理事長  
日本重症心身障害学会 理事長

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における  
気管カニューレの再挿入について (回答)

平成30年2月28日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。また、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告すること。

以上

(別添3)

医政看発0316第2号  
平成30年3月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長  
( 公 印 省 略 )

気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入  
について

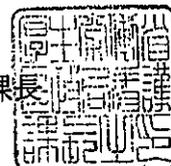
標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管内の保健所設置市（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に対し周知及び適切な指導をお願いいたします。

医政看発0316第3号

平成30年3月16日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入  
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答し、別添3のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛通知いたしましたので、貴職においてもこれを御了知いただくとともに、貴管下の会員各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。